

試験研究等に係る特別採捕許可事務取扱要領

(特別採捕の許可)

- 1 試験研究等のために、熊本県漁業調整規則及び熊本県内水面漁業調整規則の規定の除外を受けて、水産動植物の採捕を行おうとするものは、知事の許可を受けなければならない。

(申請書類)

- 2 熊本県漁業調整規則第48条及び熊本県内水面漁業調整規則第36条に定める特別採捕許可申請のための書類は、以下のとおりとする。

(1) 特別採捕許可申請書

(海面の場合：漁業調整規則 別記第11号様式)

(内水面の場合：内水面漁業調整規則 別記第10号様式)

(2) 位置図

(3) 試験研究等の計画書

(4) 漁具図、漁法の説明書

(5) 採捕に従事する者の住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

(6) 漁船登録票又は小型船舶登録票の写し（使用船舶が複数の場合は一覧表を添付）

(7) 漁業権者の同意書。ただし漁業権者たる漁業協同組合が自ら実施する調査研究等の場合は、以下の書面により漁業調整上の問題がないことを確認する。

①当該調査研究等が漁業協同組合の事業計画に盛り込まれている場合は、総会資料の事業計画部分。

②当該調査研究等が漁業協同組合の事業計画に盛り込まれていない場合は、当該調査研究等の実施を決定した理事会の議事録の写し。

(8) 民間の環境調査会社が国又は地方自治体から委託を受けた調査の場合、当該委託業務に係る契約書の写し

(9) NPO（特定非営利活動法人）、公益法人等が国又は地方自治体から補助金等を受けた調査の場合、当該補助金等の交付決定通知書の写し

(申請の時期及び方法)

- 3 申請書の提出期限は、原則として許可予定日の10日前までとする。

(同意書)

- 4 共同漁業権漁場内で採捕を行う場合には、当該漁業権者の同意書を添付するものとする。

(1) 漁業権が単有の場合

採捕を行う区域の漁業権者の同意書とする。

(2) 漁業権が共有の場合

全漁業権者の同意書を添付することを基本とするが、共有漁業権者で組織する共同漁業権管理協議会の取り決めに従い同協議会の同意書をもって代えることができる。

(住民票)

5 住民票については、採捕従事者全員の添付を基本とするが、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体に属する試験研究機関が行う試験、調査を目的に申請する場合は、採捕従事者のうち、当該団体の職員に限り、住所及び氏名を記載した一覧表により、住民票に代えることができる。

この場合、一覧表には当該団体の長による内容証明を行う。

(2) 第1種共同漁業権を有する漁業協同組合が、当該漁業権の内容である水産動植物の保護培養を図るため、同一漁業権漁場内での移植を目的に申請する場合は、採捕従事者のうち、当該漁業協同組合の職員及び組合員に限り、住所及び氏名を記載した一覧表により、住民票に代えることができる。

この場合、一覧表には当該漁業協同組合の長による内容証明を行う。

沿 革

平成 15 年 4 月 9 日制定

平成 28 年 1 月 18 日一部変更

平成 30 年 4 月 27 日一部変更

(別記第 11 号様式)

特別採捕許可申請書

年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名),

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
熊本県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
 - (4) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称、大きさ及び数量
(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

(別記第10号様式)

特別採捕許可申請書

年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
熊本県内水面漁業調整規則 第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
 - (4) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量
(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名